

令和3年度報酬改定に伴う

「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の見直しについて

▽現時点で、厚生労働省から示されている主な見直し項目は以下のとおりです。

1. 介護職員処遇改善加算(IV)(V)の廃止

介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。

ただし、令和3年3月時点で同加算を算定している介護サービス事業所については、1年の経過措置を設けることとする。

2. 介護職員等特定処遇改善加算の職員間の配分ルールを柔軟化することによる取得促進

経験・技能のある介護職員について、他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は継続した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールにおける「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」を「より高くすること」と見直す。(aグループ>bグループ)

3. 職員の離職防止・定着に資する取組の推進

介護職員処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件について、職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点からの見直しを行う。

具体的には、職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、従前3区分だった要件を6区分とする。見直し後の6区分は概ね以下のとおり。

- 入職促進に向けた取組
- 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- 両立支援・多様な働き方の推進
- 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
- 生産性の向上につながる業務改善等の取組
- 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組

4. 介護職員等特定処遇改善加算における介護福祉士の配置等要件

特定加算(Ⅰ)の算定要件として、従前「サービス提供体制強化加算の最も上位の区分」を算定することが必要とされていたところ、サービス提供体制強化加算等の区分見直しに伴い、「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)」など要件の見直しを行う。

【参考】

○介護保険最新情報Vol.935(令和3年3月16日)

※これが現時点での基本的考え方や事務処理手順を示すものになりますので、必ずご一読ください。

○介護保険最新情報Vol.941(令和3年3月19日)